

議案第12号

杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例及び杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例及び杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条中「違反して秘密を漏らした」を「違反した」に、「30万円」を「1年以下の懲役又は50万円」に改める。

第2条 杉並区保健福祉サービス苦情調整委員条例（平成15年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第20条中「違反して秘密を漏らした」を「違反した」に、「30万円」を「1年以下の懲役又は50万円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

守秘義務違反に対する罰則を改める必要がある。

